

令和3(2021)年度 栃木県食品衛生監視指導計画の概要

食品等事業者の監視指導や流通食品の検査、消費者等との情報共有及び意見交換等を効果的かつ効率的に実施することで、食品等の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、食品衛生法第24条の規定に基づき策定するもの

- **対象地域**：栃木県内（宇都宮市を除く）
- **実施期間**：令和3(2021)年4月1日～令和4(2022)年3月31日まで
- **実施機関**：保健福祉部生活衛生課、健康福祉センター(7か所)、保健環境センター、食肉衛生検査所



1 監視指導の実施に関する事項(P.4)

□ 営業施設への立入検査

- ・業種毎の危害度、HACCPに沿った衛生管理等を勘案し、監視指導の重要度が高い順にA～Eの区分に分類。年間立入回数を設定し、食中毒の発生状況や食品の特性を踏まえ効果的な監視指導を実施
- ・食肉の輸出認定に係る監視指導、検証を実施

□ 一般監視指導事項

- ・営業許可施設、営業届出施設、と畜場等を対象に、関係法令に基づき施設設備、衛生管理、食品表示等について監視指導を実施

□ 重点監視指導事項

○ 食中毒予防対策

- ・ウイルス、細菌、寄生虫、自然毒等による食中毒発生防止のための監視指導

☆ HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進

- ・HACCPに基づく衛生管理を実施する全て施設に対する計画的な監視指導
- ・小規模な事業者に対するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入・定着の促進
- ・点検表を活用した事業者等の取組具合の確認・指導
- ・(公社)栃木県食品衛生協会等関係団体と連携強化を図り、事業者への周知、助言を行うことで、HACCPに沿った衛生管理の定着を促進

☆ イベント等の開催に伴い提供される食品の衛生管理対策

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やいちご一会とちぎ国体冬季大会をはじめとした各種大規模イベント等の開催に伴い、食品を提供する関連施設に対する重点的な事前監視指導

☆ 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた衛生管理対策

- ・テイクアウトやデリバリーに対応する施設に対する監視指導

○ 食品表示の適正化の推進

- ・食品表示に関する関係部局・機関と連携した監視指導

□ 監視指導の強化に関する事項

- ・一斉取締り（夏期、年末）
- ・食品衛生月間（8月）
- ・食品表示適正化強化月間（8月、12月）
- ・特用林産物等の放射性物質対策

2 食品等の検査に関する事項(P.9)

- ・違反食品等を排除し、食品の安全・安心の確保を図るため、県内で生産・製造・販売される食品等を対象とした取去検査の実施
- ・規格基準検査、有害・汚染物質（残留農薬等）検査、放射性物質（流通食品等）検査等
- ・残留農薬等の検査項目数の維持

3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項(P.10)

- ・「栃木県食中毒処理要領」に基づき直ちに原因究明と危害拡大の防止に努める
- ・広域連携協議会を活用した国等との連携による迅速かつ的確な対応

4 公表に関する事項(P.11)

□ 食品衛生監視指導計画及びその実施状況

□ 一斉取締り実施状況(夏期、年末)

□ 食中毒等の違反事実

□ 放射性物質検査の実施状況

5 情報の共有及びリスクコミュニケーションに関する事項(P.11)

- ・食品等による危害発生防止のための情報提供（県ホームページ、SNS、県メールマガジン等による）
- ・各種イベントや県政出前講座を通じた普及啓発活動
- ・食の安全に関するリスクコミュニケーションの開催
- ・自主回収報告制度に基づく対応と周知徹底

6 食品等事業者の自主衛生管理の実施に関する事項(P.12)

□ 食品等事業者による自主衛生管理の推進

- ・食品衛生指導員の巡回指導支援
- ・食品衛生推進員制度の充実強化

□ 食品等事業者に対するHACCP導入・定着の促進

- ・HACCPに沿った衛生管理の周知・普及
- ・「HACCPサポートセミナー」等の開催
- ・「とちぎHACCP」制度の認証取得促進

7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項(P.13)

□ 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員等に関する事項

- ・講習会、食品表示事例検討会、研修等の充実による監視技術レベルの向上
- ・食品等事業者へのHACCPに関する指導・助言能力を向上するための講習会開催

□ 食品等事業者における自主衛生管理を担う者に関する事項

- ・研修会への講師派遣、表示等に関する講習会の開催